

(写)

長門市告示第 153 号

令和 4 年第 3 回長門市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 4 年 10 月 14 日

長門市長 江 原 達 也

1 日時 令和 4 年 10 月 24 日 午前 9 時 30 分

2 場所 長門市議会議事堂

3 付議事件

継続審査議案（令和 4 年 9 月長門市議会定例会継続審査事件）

第 17 号 令和 3 年度長門市一般会計歳入歳出決算の認定について

第 18 号 令和 3 年度長門市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 19 号 令和 3 年度長門市湯本温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 20 号 令和 3 年度長門市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 21 号 令和 3 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案

第 1 号 令和 4 年度長門市一般会計補正予算（第 7 号）

報告

第 1 号 専決処分の報告について（自動車事故に係る損害賠償の額を定めることについて）

令和 4 年第 3 回

長門市議会臨時会

議 案

## 目 次

### 議 案

第 1 号 令和 4 年度長門市一般会計補正予算（第 7 号）

### 報 告

第 1 号 専決処分の報告について（自動車事故に係る損害賠償の額を定めること  
について）

報告第 1 号

専決処分の報告について（自動車事故に係る損害賠償の額を定めることについて）

自動車事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 4 年 10 月 12 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 4 年 10 月 24 日提出

長門市長 江 原 達 也

## 専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 10 月 12 日

長門市長 江 原 達 也

自動車事故に係る損害賠償の額を定めることについて  
次のとおり損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の額 5,500 円

2 損害賠償の相手方

住所

氏名

3 発生の原因となる事実

令和 4 年 9 月 20 日午後 3 時頃、長門市油谷新別名地内の県道日置上油谷線を消防ポンプ自動車にて走行していたところ、対向車と離合するため車体を相手方所有家屋側の路肩に寄せた際に、車体上部が同家屋の雨樋に接触し、損害を与えたもの

（個人情報保護のため、一部マスキングしています。）